

令和7年3月21日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局教務部教職員課

担当：首席管理主事 瀧澤

電話：972-3241

職員の懲戒処分等について

下記のとおり、職員の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 市立小学校教頭によるパワー・ハラスメント等について

1 事案の概要	所属職員らに対し、感情的かつ大声で叱責するなどして当該職員らに精神的な苦痛を与えるとともに、被害職員を含む学校職員の就労環境を悪化させるパワー・ハラスメントを行った。 また、事業者や保護者らに対し、威圧的かつ大声で叱責するなどして当該職員らに精神的な苦痛を与えるなど不適切な言動を行った。
2 被処分者の所属・補職	市立小学校教頭（男性 59歳）
3 処分内容	減給 10分の1 3月
4 管理監督責任	市立学校校長 口頭訓告（指導上の措置）
5 処分年月日	令和7年3月21日

2 その他

懲戒処分と同日付で、分限処分として、教諭へ降任